

# 道志村教育大綱

平成28年3月  
(令和2年2月改定)

道 志 村

## はじめに

---

### 1. 大綱の趣旨

今日、少子高齢化やグローバル化の進行、経済環境の変動と知識基盤社会への移行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど、教育環境を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

こうした中、国では平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を60年ぶりに改正しました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化を図るもので、地方自治体では、教育委員長と教育長を一本化し新たな責任者（新教育長）を置き、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、首長と教育委員会が協議して策定することになりました。

この大綱に基づき、村長部局と教育委員会が地方創生を見据えた教育の振興や人材育成に関し十分な意志の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ、施策に取り組んでまいります。

### 2. 大綱の位置づけ

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で村長と教育委員が協議を行ったうえで村長が定めたものです。

### 3. 関係計画との整理

道志村総合計画（平成28年度～令和7年度）に掲げる教育施策を基本としました。

## 4. 大綱の期間

平成28年度～令和2年度

総合計画の前期の目標年次である令和2年度までの5年間を大綱の期間とします。  
ただし、本村の教育を取り巻く状況に応じ、期間の途中でも見直しを行います。

## 基本理念

---

ひとが輝くどうし 互いに育てよう生き抜く力

## 基本方針

---

基本方針1 社会で生き抜く力を育む学校教育の推進

基本方針2 生涯健康で学びの場のある環境づくり

基本方針3 豊かな人生を送るための歴史・文化の振興

## 施策の基本的方向

---

### 基本方針1 社会で生き抜く力を育む学校教育の推進

#### ○ 地域と学校の連携

子供は本村のかけがえのない財産です。しかしながら、少子化による子供への過保護や過干渉、家庭や地域における子供同士の関わり合いの希薄化が懸念されます。また、社会情勢の大きな変化に伴い、子供たちの生活状況や

教育環境も大きく変化しています。様々な体験をする機会に恵まれず、社会性や規範意識を身に付けることができないでいる子供たちもいます。これらの問題に対応していくためには、家族、学校、地域が連携して、子供たちを育てていく環境を整えることが大切です。

#### ○ 小規模校の特色を生かし確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身に付けさせることは、社会の一員として「生き抜く力」となり、求められる人材となります。積極的な少人数学習指導、基礎・基本習得の時間設定などによる授業改善やボランティアの活用など、一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。本村では、小学校・中学校がそれぞれ1校のみで、活動交流範囲の狭さ等が指摘されます。このため、学外教育や文化教育、国際感覚の養成を含め、きめ細かな指導を通じた村独自の教育プログラムなどを展開し、小規模校の特色を生かした教育が求められています。

#### (1) 小中連携教育の推進

時代を担う子供たちの育成に欠くことのできないものは「社会を生き抜く力」であり、それには知識や技能に加え、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力、豊かな人間性、心身の健康や体力の育成が必要です。人格形成の基盤となる家庭における教育機能の強化を図るとともに、地域全体が人を育てるという観点から、家庭及び小中学校等の関係機関との連携を強化し、相互のネットワークを形成していきます。

また、小中学校においては一体型校舎が完成し、平成29年度より本格的に小中連携教育に取り組んでいます。さらに、有効な小中連携教育の推進を行い、異年齢間での学習、運動、遊び等を通じて、人間性豊かな情緒ある児童生徒の育成に努めます。

## (2) 特色ある学校づくり

児童生徒の確かな学力を育む学校教育を推進するとともに、地域に開かれ、地域と共に心豊かな人間を育む特色ある学校づくりの実現に努めます。小規模校ならではの特徴を生かし、きめ細かな指導と共に英語教育を中心に国際交流事業を推進し、グローバル化の進展に対し、世界に通用する豊かな人材育成に努めます。また、家庭教育との連携、郷土愛教育や食育、ICT教育を推進し、特色ある学校づくりを実施します。

## (3) 快適な学習環境の提供

スクールバスを運行し、児童生徒の安全な通学体制を維持します。また、保育所・小中学校・行政で定期的に情報交換を行い、乳幼児期から義務教育終了まで関係者が情報共有しながら子供の成長を支援し、いじめや不登校、孤立のない笑顔あふれる学習環境を提供します。快適な学習環境の整備と児童生徒の安全確保の充実も同時に進めていきます。

## 基本方針 2 生涯健康で学びの場のある環境づくり

### ○ 生涯学習・社会教育活動と運動意識の向上

村民一人一人の生涯学習活動を支えるためのプログラムの整備、充実を行うとともに、自ら学び、支え合う社会づくりの実現には、生涯学習がしやすい環境の整備を推進する必要があります。社会教育施設については、村民の学習活動を支援する機能に加え、今後は更に地域の課題解決につながる学習活動の展開、村民の参加と協働による事業の運営など、地域の活性化に向けて、村民の社会活動参加を促進する役割を担っていくことが必要です。

また、普段から運動をすることは、豊かな心と健康な身体の維持には欠かせません。しかし、近年は村民の運動意識の低迷や本村における人口減少の中で、スポーツ団体数や所属者数も減少しています。今後もこの傾向

が続くことが予想され、村民の運動機会は一層減少していくことが懸念されます。

#### (1) 生涯学習の環境づくり

村民が学び、支え合う社会づくりのために、ハード・ソフトの両面により生涯学習活動がしやすい環境整備を図っていきます。生涯学習に関する情報提供を充実するとともに、村民活動の拠点施設として社会教育施設や学校施設の有効活用に努めます。また、村民の幅広い学習ニーズに対して、村民主導で行うもの、村が直接行うものなど、学習機会の提供方法を工夫していきます。

さらに、一年を通じて村民、親子等が参加・体験できる生涯学習事業を展開し、物事に敏感に反応することができる能力の育成や、芸術・音楽鑑賞等を通じ、四季の変化に応じて豊かな感性を引き起こす力を養います。特に、村が行う講座等は公共性、公益性の高いものを中心とし、自ら学び相互に学び合える場を設定し、地域社会に参画する村民が増えていくことを目指していきます。

#### (2) スポーツの振興

村民が身近なところでスポーツができ、健康で活力ある暮らしができるよう、スポーツ環境の整備も並行して行っています。また、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援し連携を図りながら、誰でも気軽に参加できるようなスポーツイベントを充実していきます。また、体育館や村民グラウンドなどの社会体育施設の利用を促進し、村民のスポーツ意識の向上を図ります。

## 基本方針 3 豊かな人生を送るための歴史・文化の振興

### ○ 歴史を感じ、文化を享受できる環境づくり

村内各地域に根付く歴史や文化は、地域の象徴として息づいており、コミュニティの醸成や生活を豊かにする村の重要な資源でもあります。また、歴史・文化の保存と活用を通じて、誰もが日常生活の中で地域の歴史を実感し、文化を享受できる環境を整備していくことが大切です。

### ○ 地域の誇りと郷土意識の醸成

歴史的な文化遺産は、現在の私たちだけのものではなく、末永く次の時代に伝えていかなければなりません。また、村内には、伝統的な神楽など地域に受け継がれている伝統文化があります。しかしながら、近年、これらを受け継ぐ後継者が不足しており、今後、伝統文化の維持・保存・継承が難しくなる恐れがあります。伝統文化を後世に継承するためにも、後継者の育成が必要です。

このため、地域の文化振興や個性ある村づくりに生かしていくことにより、地域の誇りや郷土意識、保護意識を醸成していくことが必要です。

#### (1) 伝統文化の維持・継承

村には、村内各地域に神楽や太鼓の伝統文化が残っています。それらを中心として、子供たちの伝統芸能活動への参加を促進し、後継者育成・地域の発展につなげることで、村内の伝統文化の維持・継承に努めます。また同時に、地域の伝統文化に触れることで、地域社会の一員であることを理解するとともに地域に誇りと愛着を持つ人材育成に努めます。

#### (2) 文化活動の振興

村民の豊かな生活や文化意識の向上のため、村民の文化活動の発表の場を設けるなど、村民の文化活動を多様な角度から支援します。

### (3) 文化遺産の記録・保存

貴重な歴史的文化遺産を次代に継承できるよう、その記録・保存・活用を図るとともに、文化財がどこにどのような状態で所在しているかの調査を進めます。

また、郷土の歴史などに関する講演や講座などを開催し、村民の文化財保護意識の高揚を図ります。村内に散在する埋蔵文化財については、開発との調整を図りながらその保存に努めます。

体系図

